



鳥取県公報

令和 8 年 9 月 18 日（金）
第 9 8 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の終了（5 件）（606～610）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・ 3
	農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（文化政策課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第606号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業地域 米子市青木
- 3 終了年月日 令和8年5月15日

鳥取県告示第607号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業地域 米子市別所
- 3 終了年月日 令和8年6月5日

鳥取県告示第608号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業地域 米子市東福原
- 3 終了年月日 令和8年6月5日

鳥取県告示第609号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業地域 東伯郡三朝町大字森及び大字大瀬
- 3 終了年月日 令和8年7月14日

鳥取県告示第610号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定によ

り告示する。

令和8年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市富安二丁目及び南吉方一丁目
- 3 終了年月日 令和8年7月15日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画公園 5・5・1号湊山公園
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市国府字植木場1919	畑	2,484
東伯郡琴浦町大字杉地字向河原183	田	3,433
米子市赤井手字下和田1278		2,790
西伯郡大山町高田字下国松3004		1,802

- 2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
倉吉市国府字植木場1919	畑	令和8年 10月1日	10年	0
東伯郡琴浦町大字杉地字向河原183	田	令和9年 4月1日	9年	188,910
米子市赤井手字下和田1278		令和8年	10年	54,690
西伯郡大山町高田字下国松3004		10月1日	9年4月	61,221

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

- 4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

- 5 補償金の支払の方法

倉吉市に所在する農地については該当なし。

当該利用権の始期までに、琴浦町に所在する農地については鳥取地方法務局に、米子市及び大山町に所在する農地については鳥取地方法務局米子支局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

倉吉市に所在する農地については該当なし。

農地の所有者等は、琴浦町に所在する農地については鳥取地方法務局において、米子市及び大山町に所在する農地については鳥取地方法務局米子支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|---------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | とりぎん文化会館梨花・小ホール舞台音響設備スピーカー類更新業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和8年8月18日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | ヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目7-18 |
| 5 契 約 金 額 | 229,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に接続して使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達をした物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県地域社会振興部文化政策課
鳥取市東町一丁目220 |